**平成２４年（フ）第５３５９号**
大阪府東大阪市横小路町４丁目２番15号　グリーンパレス301号、前住所大阪府東大阪市布市町１丁目10番40号
債務者　川久保晃秀
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３８０号**
大阪市中央区内本町２丁目２番14―905号
債務者　藤井　町子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５４３４号**
大阪市東住吉区中野１―13―10―205、住民票上の住所大阪市東住吉区西今川２丁目19番14号
債務者　丸山　信子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５６２９号**
大阪市住吉区我孫子西１丁目２番15号　特別養護老人ホームウェルネスあびこ、前住所大阪市住吉区我孫子４丁目12番８号　ハイツ南野201号
債務者　市田　紀子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５６８２号**
大阪市東淀川区豊新３丁目５番18号　エルベコート上新庄201号
債務者　渋谷　俊明
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５７１７号**
大阪府高槻市深沢町１丁目19番１号
債務者　西田運送こと　西田　富市
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５７４５号**
大阪市城東区関目２丁目１番11号
債務者　大石　伸枝
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５７４６号**
大阪府門真市脇田町２番３―705号
債務者　大谷惠美子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８２９号**
大阪市東淀川区菅原３丁目１番９―203号
債務者　澤田　耕一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８３０号**
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目30番１―110号
債務者　佐藤アサノ
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８４６号**
大阪市生野区桃谷１丁目10番22―304号
債務者　北岡　勝子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８６８号**
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目18番30―301号
債務者　山本正左代
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８６９号**
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ47―403号
債務者　安田　和夫
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８７０号**
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ47―403号
債務者　安田ひろみ
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第９１９号**
神戸市兵庫区上沢通４丁目１番１―202号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町１丁目４番13―201号
債務者　宮﨑　義光
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９３０号**
神戸市兵庫区熊野町２丁目４番21号
債務者　冨山　貴司
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１３６号**
青森県八戸市南郷区大字大森字泥ノ木21番地13
債務者　原田　紀子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２４年（フ）第１４０号**
青森県三戸郡南部町大字福田字板橋14番地19
債務者　北上　典子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係